

「こんな時 どうしますか？」

不登校支援における

学校・管理職の役割

文教大学教育学部 教授 会沢 信彦



1 不登校についての基本認識

不登校児童生徒への支援に当たっては、まず何よりも、不登校に対する正しい認識を持つことが重要である。不登校に関する調査研究協力者会議による「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進（2016年7月）、および「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（元文科初第698号、2019年10月25日）をもとに確認しておきたい。

(1) どの児童生徒にも起こりうる

「児童生徒本人に起因する特有の事情によって起こるものとして全てを捉えるのではなく、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある」（最終報告）

(2) 問題行動ではない

「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっていることであり、その行為を『問題行動』と判断してはいけない」（最終報告）

(3) 支援の目標は「社会的自立」

「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」（通知）

(4) 共感的理解と受容の姿勢

「不登校の児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、『行きたくても行けない』現状に苦しむ児童生徒とその家族に対して、『なぜ行けなくなったのか』といった原因や『どうしたら行けるか』といった方法のみに論ずるだけではなく、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である」（最終報告）

(5) 働き掛けや関わり的重要性

「不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要がある」（通知）

(6) 学校復帰だけがゴールではない

「本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教

2 家庭との連携に当たっての留意点

育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行う」（通知）

不登校の原因が家庭や保護者に存在すると思われることがある。しかし、「この親のせいでは子どもは不登校になったのだ」と考えると、保護者に対するまなざしが冷たいものとなる。仮にそうであったとしても、不登校の子どもを持つ保護者もまた悩み苦しんでいることがほとんどである。

筆者の恩師である故・國分康孝は、カウンセリングの本質を「治そうとするな、分かろうとせよ」と表現した。他者を支援するには、相手を変えよう（治そう）とする前に、理解しようとするのが不可欠である。不登校の児童生徒本人と同様、保護者に対して、この姿勢で接することが求められる。

では、何を「分かろうとする」のか。國分は、「言葉じりをつかまえるな、感情をつかめ」と指摘した。我々は、「悲しい」「苦しい」「つらい」などの感情を理解してもらえたとき、初めて「分かってもらえた」と感じるができるものである。

「分かろうとする」もう一つの対象は、認知（ものの見方）である。人間は一人ひとりが異なった認知の世界に生きている。言わば、「頭（脳）にサンガラスをかけている」ようなものである。その人の言動の背景にあるのが、このサンガラスである。したがって、

人をより深く理解するためには、その人の認知（サン
グラス）を理解することが何よりも重要である。しか
し、サングラスをかけていることは自分でも気づいて
いないことが多い。したがって、感情を理解すること
よりも認知を理解することの方が難しい。

教育相談・カウンセリングを学ぶことで、感情だけ
でなく「認知をつかむ」トレーニングに励みたい。

3 S・C・SSWとの連携に当たっての留意点

2017年4月1日に施行された改正学校教育法施
行規則により、スクールカウンセラー（SC）は「児
童の心理に関する支援に従事すること、スクールソ
ーシャルワーカー（SSW）は「児童の福祉に関する
支援に従事すること」が、それぞれ明確に定められ
た。今後、不登校児童生徒の支援に当たって、両者の
役割がよりいっそう重要となることは間違いない。

SCやSSWについては、心理や福祉の専門資格を
有してはいるが、必ずしも学校教育に関して深く理
解しているとは限らない。管理職は、SCやSSWに対
して、「チーム学校」の一員として学校教育について
の理解を深める機会を提供することも必要である。普
段から授業や教室での子ども達の様子を観察してもら
うほか、授業公開の機会があれば、ぜひSCやSSW
にも参加を勧めたい。

ところで、いわゆる「令和の日本型学校教育」答申
でも指摘されたように、これからの学校には、「居場
所・セーフティネットとしての福祉的役割」が強く期
待されている。一方、『改訂生徒指導提要』において

は、「生徒指導の取り組み上の留意点」として、「児童
の権利の理解」が取り上げられている。本年6月15日
に成立した「こども基本法」とも相まって、福祉の専
門家としてのSSWは、これらの流れの中でより重要
な役割を担うこととなるはずである。SSWを通し
て、教職員が「福祉的な役割」や「子どもの権利」に
ついて理解を深める機会を作りたい。

4 フリースクールとの連携に当たっての留意点

不登校児童生徒が通う「学校以外の学びの場」とし
て、教委が運営する教育支援センター（適応指導教
室）がある。一方、いわゆるフリースクールに通う子
どもも少なくない。

学校とフリースクールの連携は必ずしも十分ではな
いことが指摘されている（フリースクール等に関する
検討会議「不登校児童生徒による学校以外の場での学
習等に対する支援の充実」個々の児童生徒の状況に応
じた環境づくり」2017年2月）。不登校児童生
徒支援の目標は（必ずしも学校復帰とは限らず）「社
会的自立」であることを鑑みても、自校に在籍してい
る児童生徒が通っているフリースクールであれば、ま
ずは「子どもの様子を見に行ってみる」ことを連携の
第一歩としたい。

5 不登校児童生徒の視点で学校教育の見直しを

「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒
指導上の諸課題に関する調査」（筆者注…不登校を問

題行動としていないことに留意）によれば、2020
年度における小・中学校の不登校の要因は、「無気
力・不安」が46.9%で最多である。ちなみに、
「教職員との関係をめぐる問題」はわずか1.2%で
ある。

ところが、不登校を経験した児童生徒を対象とした
「令和2年度 不登校児童生徒の実態調査」によれば、
結果はまったく異なっている。「学校に行きづらいと
感じ始めたきっかけ」について、「先生のこと（先生
と合わなかった、先生が怖かった、体罰があった、な
ど）」と答えたのは、中学校では27.5%で3番目
に多く（身体の不調」「勉強が分からない」の次）、
小学校では29.7%で最も多いという結果であつ
た。残念なことに、教師が不登校を生んでいるのであ
る。

「令和の日本型学校教育」答申について、奈須正裕
（上智大学教授）は、以下のように述べている。
「個別最適な学びを含め、『令和の日本型学校教育』
への取り組みは『手はお膝、お口チャック』や『生徒
になめられない』など、抑圧的な規律訓練型教育との
決別から開始したい。」（「個別最適な学びを進めるた
めの副校長・教頭の役割」『Educasphere』2022
年Vol.7）

「抑圧的な規律訓練型教育」が不登校の一因とはな
っていないだろうか。不登校児童生徒は、自分の身を
挺して、学校の「当たり前」を見直すチャンスを与え
てくれているとともに、学校が真の居場所になるため
の改革を訴えているのだと考えたい。